

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

### 旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。<u>ただし、病院において医療に従事する次に掲げる職員については、国家公務員の給与改正に伴う基本給表の改正及びベースアップを目的とした診療報酬加算制度の改定があるまでの間、別表第1に定める額に50円を加算するものとする。</u></p> <p><u>ア 事務補助員、技術補助員時間給表適用者（ただし、医療支援課所属の社会福祉士、保育士、医事課所属の診療情報管理士及び技術補助員に限る。）（新設）</u></p> <p><u>イ 技能補助員時間給表、技術補助員（医療）時間給表及び技術補助員（看護）時間給表適用者。（新設）</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、令和6年12月4日から施行し、改正後の第6条第5号の</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

規定は、令和6年6月1日から適用する。

2 改正後の第6条第5号の規定は、この規程の施行日の前日以前に本学を退職した職員については適用しない。

別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）

イ 事務補助員，技術補助員時間給表

経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒		短大卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	3.00	0.00	1.00			1,010	1,023	1,037
3.00	6.00	1.00	4.00	0.00	2.00	1,015	1,054	1,092
6.00	9.00	4.00	7.00	2.00	5.00	1,131	1,170	1,208
9.00		7.00		5.00		1,200	1,238	1,276

備考

- 1 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。
- 2 表中「6.00」等とあるのは「6年0月」等を示す。（以下「別表第1」において同じ。）

ロ 技能補助員時間給表

一般技能職員							
経験年数				時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	
中学卒		高校卒					
以上	未満	以上	未満				
0.00	6.00			1,010	1,027	1,044	
		0.00	4.00	1,036	1,070	1,105	
6.00	9.00	4.00	6.00	1,069	1,104	1,138	
9.00	13.00	6.00	10.00	1,175	1,217	1,260	
13.00	17.00	10.00	14.00	1,244	1,287	1,329	
17.00	14.00	14.00	21.00	1,292	1,335	1,378	
24.00		21.00		1,352	1,395	1,438	

備考 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）

イ 事務補助員，技術補助員時間給表

経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒		短大卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	3.00	0.00	1.00			1,010	1,023	1,037
3.00	6.00	1.00	4.00	0.00	2.00	1,015	1,054	1,092
6.00	9.00	4.00	7.00	2.00	5.00	1,131	1,170	1,208
9.00		7.00		5.00		1,200	1,238	1,276

備考

- 1 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。
- 2 表中「6.00」等とあるのは「6年0月」等を示す。（以下「別表第1」において同じ。）

ロ 技能補助員時間給表

一般技能職員							
経験年数				時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	
中学卒		高校卒					
以上	未満	以上	未満				
0.00	6.00			1,010	1,027	1,044	
		0.00	4.00	1,036	1,070	1,105	
6.00	9.00	4.00	6.00	1,069	1,104	1,138	
9.00	13.00	6.00	10.00	1,175	1,217	1,260	
13.00	17.00	10.00	14.00	1,244	1,287	1,329	
17.00	14.00	14.00	21.00	1,292	1,335	1,378	
24.00		21.00		1,352	1,395	1,438	

備考 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

技能免許所有職員				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒				
以上	未満			
0.00	3.00	1,036	1,070	1,105
3.00	6.00	1,135	1,170	1,204
6.00	10.00	1,244	1,287	1,329
10.00	18.00	1,292	1,335	1,378
18.00		1,352	1,395	1,438

備考 この表は、自動車運転手等で免許等を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ハ 技術補助員（医療）時間給表

薬剤師以外の医療職									
経験年数						時間給 額 (円)	調整額 加算1	調整 額 加算2	大学 勤務 者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
	2.00					1,068	1,104	1,140	1,054
		0.00	1.00			1,130	1,166	1,202	1,116
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,184	1,230	1,276	1,170
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,281	1,328	1,374	1,267
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,370	1,416	1,462	1,355
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,450	1,497	1,543	1,436
14.00		13.00		12.00		1,520	1,566	1,612	1,505

備考 この表は、臨床検査技師、栄養士等の免許等を必要とする業務（次表に該当するものを除く。）に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

薬剤師			
経験年数		時間給額	大学勤務

技能免許所有職員				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒				
以上	未満			
0.00	3.00	1,036	1,070	1,105
3.00	6.00	1,135	1,170	1,204
6.00	10.00	1,244	1,287	1,329
10.00	18.00	1,292	1,335	1,378
18.00		1,352	1,395	1,438

備考 この表は、自動車運転手等で免許等を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ハ 技術補助員（医療）時間給表

薬剤師以外の医療職									
経験年数						時間給 額 (円)	調整額 加算1	調整 額 加算2	大学 勤務 者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
	2.00					1,068	1,104	1,140	1,054
		0.00	1.00			1,130	1,166	1,202	1,116
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,184	1,230	1,276	1,170
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,281	1,328	1,374	1,267
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,370	1,416	1,462	1,355
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,450	1,497	1,543	1,436
14.00		13.00		12.00		1,520	1,566	1,612	1,505

備考 この表は、臨床検査技師、栄養士等の免許等を必要とする業務（次表に該当するものを除く。）に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

薬剤師			
経験年数		時間給額	大学勤務

大学卒		大学6卒		(円)	者
以上	未満	以上	未満		
0.00	6.00	0.00	3.00	1,464	1,450
6.00	9.00	3.00	6.00	1,499	1,485
9.00	12.00	6.00	9.00	1,578	1,564
12.00		9.00		1,635	1,621

備考 この表は、薬剤師の免許を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、免許の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ニ 技術補助員（看護）時間給表

看護師等									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学 勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
0.00	2.00					1,231	1,282	1,334	1,217
		0.00	1.00			1,276	1,329	1,383	1,262
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,317	1,371	1,425	1,302
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,397	1,452	1,506	1,383
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,482	1,536	1,590	1,467
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,535	1,590	1,644	1,521
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	1,597	1,651	1,705	1,583
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	1,678	1,732	1,786	1,663
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	1,759	1,813	1,867	1,744
23.00		22.00		21.00		1,836	1,890	1,944	1,821

備考 この表は、看護師、助産師及び保健師の業務に従事する者

大学卒		大学6卒		(円)	者
以上	未満	以上	未満		
0.00	6.00	0.00	3.00	1,464	1,450
6.00	9.00	3.00	6.00	1,499	1,485
9.00	12.00	6.00	9.00	1,578	1,564
12.00		9.00		1,635	1,621

備考 この表は、薬剤師の免許を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、免許の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ニ 技術補助員（看護）時間給表

看護師等									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学 勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
0.00	2.00					1,231	1,282	1,334	1,217
		0.00	1.00			1,276	1,329	1,383	1,262
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,317	1,371	1,425	1,302
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,397	1,452	1,506	1,383
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,482	1,536	1,590	1,467
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,535	1,590	1,644	1,521
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	1,597	1,651	1,705	1,583
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	1,678	1,732	1,786	1,663
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	1,759	1,813	1,867	1,744
23.00		22.00		21.00		1,836	1,890	1,944	1,821

備考 この表は、看護師、助産師及び保健師の業務に従事する者

に適用し、経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後の経験年数を示す。なお、看護部所属の職員については、看護職員の処遇改善を目的とした診療報酬の加算制度が改正又は廃止されるまでの間、下記の表を適用する。

看護師等								
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
短大卒		短大3卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	2.00					1,273	1,324	1,376
		0.00	1.00			1,318	1,372	1,425
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,359	1,413	1,467
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,440	1,494	1,548
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,524	1,578	1,632
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,577	1,632	1,686
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	1,639	1,693	1,748
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	1,720	1,774	1,828
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	1,801	1,855	1,909
23.00		22.00		21.00		1,878	1,932	1,986

【改正理由】

診療報酬加算による医療に従事する職員へのベースアップを行うため、所要の改正を行うものである。

に適用し、経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後の経験年数を示す。なお、看護部所属の職員については、看護職員の処遇改善を目的とした診療報酬の加算制度が改正又は廃止されるまでの間、下記の表を適用する。

看護師等								
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
短大卒		短大3卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	2.00					1,273	1,324	1,376
		0.00	1.00			1,318	1,372	1,425
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,359	1,413	1,467
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,440	1,494	1,548
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,524	1,578	1,632
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,577	1,632	1,686
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	1,639	1,693	1,748
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	1,720	1,774	1,828
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	1,801	1,855	1,909
23.00		22.00		21.00		1,878	1,932	1,986